

令和7年10月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

令和7年10月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 令和7年10月30日(木) 午前10時
開催場所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室

出席委員(11人)

山本精	委員長
田邊晴美	副委員長
鷹野雅生	委員
岡田久雄	委員
澤田扶美子	委員
田中智之	委員
岩田芳一	委員
稲吉道夫	委員
西川友康	委員
藤田智晴	委員
堀明人	委員

説明のため出席した者

野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長
山内皇太郎	施設部次長
親見善人	会計管理者
馬淵武志	総務課長
五十嵐正和	循環型社会推進課長
別所尚紀	広報協働課長
川戸辰也	施設課長
山田貴士	業務課長
倉富晋一郎	総務課主幹
福山さやか	循環型社会推進課主幹
森田千絵	広報協働課主幹
園田真里子	施設課主幹
福山哲之	リサイクルセンター長谷山副所長
吉川健一	業務課主幹
福田納	総務課課長補佐
桑名成	業務課課長補佐
窪田真二	会計課契約担当係長

事務局

竹 嶋 仁 志 議会事務局長

議 題

- 1 乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について
- 2 職員給与等の状況について
- 3 循環型社会推進会議の提言の進捗状況について
- 4 ごみ処理手数料の改定について
- 5 運転業務委託のスライド条項の適用について

午前9時58分 開会

○山本 精委員長 皆さん、おはようございます。本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。本委員会に傍聴の申入れ及び報道機関より写真撮影の申入れがありますので、委員長においてこれを許可しております。また、田中委員より遅刻の届出がございましたので、ご報告をいたします。

ただ今の出席委員数は10名であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申出がございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただいております、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について」、「職員給与等の状況について」、「循環型社会推進会議の提言の進捗状況について」、「ごみ処理手数料の改定について」、「運転業務委託のスライド条項の適用について」の5点でございます。

それでは、委員会資料に沿いまして担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

○山本 精委員長 ありがとうございます。

それでは本日の議題に入ります。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては着席にてお願いいたします。

1点目の「乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について」の説明を求めます。

橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 それでは、乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について、資料に基づいてご説明させていただきます。

1の現状でございます。議員の皆様には既にお知らせさせていただいておりますが、乙訓環境衛生組合からし尿及び浄化槽汚泥の処理委託について、当組合に対し協議の依頼が8月にあったものでございます。受入量につきましては、令和6年度の実績で1,069.35キロℓ、1日当たりで言いますと3キロℓから4キロℓ程度、バキュー

ーム車で言いますと1日で二、三台程度と、非常に少量と聞いております。また、クリーンピア沢の搬入量につきましても、資料の表にありますように、下水投入の初年度の平成30年度と比較しまして約30%、量で言いますと1万1,000キロQ減少しております。仮に受入れをしたとしましても、クリーンピア沢の処理には影響がないものと考えております。

2の当組合の考え方でございます。搬入量の減少によります処理施設の余力を活用するというものであること。また、行政間での協力は、できる範囲にはなりますけれども、やっていきたいと考えておりますので、乙訓環境衛生組合からのし尿及び浄化槽汚泥については受け入れる方向で協議を進めていきたいと考えております。

3の規約変更でございまして。今回の乙訓環境衛生組合からの受入れに向けまして、構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを、当組合規約にございまして、組合の共同処理する事務に追加するものであります。

具体的な内容につきましては、(2)の変更内容のとおり、組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務、こちらを追加するというものであります。

(3)今後の予定でございまして、地方自治法の規定によりまして、一部事務組合の共同処理する事務の変更または規約の変更をしようとするときは、構成市町議会の議決を必要としますので、構成市町それぞれの12月議会で、城南衛生管理組合規約変更の議案提出をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

裏面をお願いいたします。乙訓環境衛生組合、こちらの方、所在地が大山崎町、クリーンピア沢は所在地が八幡市となっております。それぞれの位置関係が分かるような形で、参考として位置図をつけさせていただいております。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。

ご質問はございませんか。

藤田委員。

○藤田智晴委員 よろしくお願いたします。こちらには、処理に影響がないと記載されているんですけども、日量、月量の受入上限と、超えた場合の受入調整ルールみたいなところがあれば教えていただきたいんですけども。

○山本 精委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 先ほど橋本の方からご説明させていただきましたとおり、日量3トンから4トンというような形になっています。仮に倍入ってきたとしましても年間2,000トンというような形で、この6年間で1万1,000トンというような形で減っている状態でありますことから、相当数の増量があった場合においても、現処理施設であるクリーンピア沢では処理可能と判断しております。以上となります。

○山本 精委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 ありがとうございます。超えた場合でも全然大丈夫ということですね。これは一時的な行政協力なのかだけ確認させていただいてもよろしいですか。

○山本 精委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 乙訓環境衛生組合さんの方は、今の施設を解体してというふう
に聞いておりますので、基本的には経常的にずっと受け入れるというような形を考
えております。

○山本 精委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 分かりました。それに対して規約の変更は、ここに書かれているだけ
という形になるんですかね。分かりました。以上です。

○山本 精委員長 ほかにご質問はございませんか。
稲吉委員。

○稲吉道夫委員 よろしくお願いたします。先ほど、乙訓環境衛生組合の処理施設の解
体ということでございますので、いずれ、今後そこは新設をしていくという方向になる
んですか。

○山本 精委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 乙訓環境衛生組合さんから聞いているところでいきますと、も
ともとは老朽化しているので新設するというような形で計画をされていたと聞してい
るんですけども、非常に量が少ないということで、もともと4キロ程度の汚泥再生
センターというものを整備するような計画をされていたと聞いているんですけども、
非常に量が少な過ぎて、それをやっていただける業者さんがいないというようなこと
が分かったというところで、外部委託なり、今のし尿投入施設の建設、どちらにするか
というところを改めて検討し直されたということで、その中で、外部委託ということで、
当組合が処理に余裕があるというようなところもあって、協議の依頼をしたと聞いて
おりますので、仮に当組合の方が、こちらの方でさせていただくということになれば、
当然外部委託を選択されますので、施設の建設というのは当面されないのかなと思
います。

○山本 精委員長 稲吉委員。

○稲吉道夫委員 そこで確認をしたいんですけども、今おっしゃったように、今のお話
を聞く限りでは、新設というのはなかなか厳しいのではないかなと思うんですけど、今

質疑があった中で、今後継続的に受入れはしていくということで、規約変更ということはそのことなんだろうと思うんですが、ただ、このクリーンピア沢も築年数28年ぐらいだったと思うんですけども、なかなかこちらでも老朽化で、今後継続的に、永続的に受け入れしていくというのは厳しくなってくるんじゃないんですか。少量であるから受入れ、今聞いたら、1日3キロから4キロ、二、三台程度ということですので、そんなに影響はないのかと思うんですが、クリーンピア沢自体も老朽化が進んでいるということで、そういった課題に関しては大丈夫なんですか。

○山本 精委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 クリーンピア沢の方は平成9年稼働ですので、既に約30年程度たっております。当然、槽の方が老朽化してきたりというようなところは確認しておりますけれども、まだ当面は使えるという確認もしております。ただ、当然これが半永久的に使えるわけではありませので、いずれ、また新設の計画というところも計画していくことにはなります。あくまでも今回のうちの協力の方も、余力の範囲で受けさせていただきますよという形になってきますので、当然新設のときには、そのときにはまた乙訓さんとの協議というのはさせていただくことになるかなと思っています。引き続き新設をした上で受けるのか、うちが新設できなければ受入れは不可能になるのかとか、その辺りは分かりませんが、当然そういう課題はあるというところも理解していただきながら協議はしていくという形にはなるかなと思っています。

○山本 精委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ご質問がないようですので、2点目の「職員給与等の状況について」の説明を求めます。

馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 それでは職員給与等の状況について、資料に基づき説明いたします。

既にご承知のこととは存じますが、改めまして本年の人事院の給与勧告のポイントなどをご説明させていただきます。その後、2枚目の本組合職員の給与状況につきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1枚目をご覧ください。1、令和7年の人事院勧告の概要でございます。(1)給与勧告ですが、①俸給表では採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ、高卒者に係る初任給が1万2,300円、大卒者に係る初任給が1万2,000円引き上げられるほか、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定となっております。令和7年4月1日よりの改定となります。

②の期末勤勉手当では、民間の支給状況を反映し、一般の職員については支給月数を

0.05月引き上げ、年間合計4.65月分とし、再任用職員についても支給月数を0.05月引き上げ、年間合計2.45月分とし、表のとおり期末勤勉手当にそれぞれ配分されます。なお、会計年度任用職員については一般の職員と同じ支給月数となります。令和7年12月期よりの改定となります。

次に(2)職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため、先行して行う見直しですが、①、官民給与の比較方法の見直しでは、行政課題の複雑化、多様化や、厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが適当であるとの考え方から、官民給与の比較対象企業規模が50人以上から100人以上に引き上げられます。なお、令和7年は見直し後の方法で比較されております。その他、②から④のとおり本府省業務調整手当や特地勤務手当の見直しのほか、昇格前の級に一定期間在級することを求める制度が廃止されます。

次に、裏面の(3)、その他の主な給与制度の見直しですが、①自動車等使用者に対する通勤手当について。現行は60キロメートル以上を上限とする距離区分に、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分が新設されるほか、現行の60キロメートル以上までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ200円から7,100円までの幅で引上げとなります。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当も新設されます。

②、職員の月例給与水準を適切に確保するための措置では、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当が措置されます。

③、地域手当では、段階的に見直しを行うこととされている支給割合について、令和8年度の支給割合が設定され、構成市町については表の中央に記載のとおり、それぞれ7%または8%となっております。

次に、2枚目をご覧ください。2、本組合職員の令和7年度の給与状況です。(1)給料月額ですが、これまで本組合職員の給与につきましては、均衡の原則等に基づき、国家公務員の給与に準拠して改定してきたところでございます。

(2)地域手当につきましては、前の資料に記載のとおり、現状は構成市町ごとに異なっており、本組合においては構成市町における支給割合を人口で加重平均し、7%としております。

次に、(3)給料月額改定額の表で、本年の人事院勧告どおり給与改定を実施した場合の職務の級別ごとの人数と月額の平均改定額及び改定率をお示ししております。1級と2級の若年層は平均で4.7%、1万1,270円の引き上げ、3級と4級の職員は平均で3.22%、1万430円の引き上げ、5級から7級の管理職員は平均で2.79%、1万1,210円の引上げを基本に改定されるところでございます。参考としまして、本組合の一番若い職員ですと、1級18号、月額20万9,000円が1万2,000円引き上げられ、22万1,000円になります。

次に、(4)勧告どおり給与改定を実施した場合の組合職員給与例としまして、平均年齢43.6歳の平均的なモデル像で改定の状況をお示ししております。組合職員の平均年間給与について、給料、地域手当、期末勤勉手当を基礎に改定前後、それぞれの額を算出しますと、今回の改定により給料月額及びボーナス支給月数が引き上げられる

ことから、年間給与額は21万円の増額となる見込みでございます。

3、今後の対応ですが、組合における職員の給与制度につきましては、これまでから地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて、国や京都府、構成市町における措置を踏まえて改定してきたところであります。今後の給与改定に当たりましても、引き続き、それら状況を踏まえ、労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ご質問がないようですので、3点目の「循環型社会推進会議の提言の進捗状況について」の説明を求めます。

五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 それでは、資料に基づきまして、循環型社会推進会議の提言の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

最初に1、経緯でございます。昨年度に住民の皆様、学識経験者、議員先生、構成市町により構成される循環型社会推進会議を設置したところでございます。8月、12月、2月と協議を重ね、3月28日にごみ減量施策に係る提言がなされたところでございます。

当組合では4月24日にごみ減量推進プロジェクトチームを設置いたしまして、下の主な提言の取組状況の表のところにありますように、分別方法を分かりやすくした動画をInstagramに週2回投稿したり、環境ふれあいひろばでの企画展、また、市町と協働で紙ごみ等の民間拠点回収マップを作成したり、消滅型生ごみ処理機「キューロ」の普及啓発、また、来年4月開始予定のプラ一括回収の普及啓発など、提言にあったごみ減量施策を着実に実施しているところでございます。

2、今後の予定でございます。11月26日に7年度の第1回会議を開催したいと考えております。進捗状況について報告するとともに、減量施策についての改善など、協議をいただきたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ご質問がないようですので、4点目の「ごみ処理手数料の改定について」の説明を求めます。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づき、ごみ処理手数料の改定についてをご説明させていただきます。

初めに1、背景でございます。

(1) 組合では、市町の定期収集とは別に、管内の事業所から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物と、家庭からの持込みごみの受入れを行っており、その処理手数料は、通常の廃棄物の場合100キログラム当たり1,500円ですが、この単価は平成15年4月から20年以上改定されておられません。

(2) ごみ処理手数料の算定は、受益者負担を原則として処理経費相当分で設定することが基本となりますが、令和5年度のごみ処理経費は1トン当たり約3万円となっており、現在の処理手数料の2倍程度となっております。

(3) 近隣の団体のごみ処理手数料と比較しても、組合の手数は安価となっておりますので、他団体のごみの混入防止やごみ減量の観点からも、手数料の改定を行いたいと考えております。

次に2、改定案でございます。まず(1)手数料の区分及び単価の改定案は表のとおりでございます。また、表の下に改定の概要をお示ししております。

まず①、単価の単位については、これまでの100キログラムごとから10キログラムごとにしたいと考えております。

②、土砂類についてはⅡ類の通常の廃棄物に統合し、単価は処理経費相当分の10キログラムまでごとに300円にしたいと考えております。

③、処理困難物については、じゅうたん類や火災等の罹災により発生する柱類を想定していましたが、じゅうたん類は、現在はリサイクルセンター長谷山で処理できるようになっていること、また、罹災の柱類については、罹災ごみが減免措置となるため、現状は搬入実態がないことから廃止したいと考えております。

④、剪定枝は、資源化促進の観点から、現在の手数料の水準である10キログラムまでごとに150円にしたいと考えております。

⑤、あわせ産廃につきましては、Ⅱ類の通常の廃棄物に併せて10キログラムまでごとに300円にしたいと考えております。

(2)改定時期につきましては、令和8年4月1日から実施したいと考えております。

次のページをお願いします。3のごみ処理単価の設定方法ですが、(1)持込みごみは、可燃ごみの方はクリーン21長谷山で焼却処理、不燃ごみはリサイクルセンター長谷山で破碎処理もしくはグリーンヒル三郷山で埋立て処分しているため、焼却処理、破碎処理、埋立て処分の処理経費の合計を、ごみの搬入量で割って算出しております。

また(2)処理経費の算出方法は、環境省の一般廃棄物処理会計基準に準じて算出した経費から、発電した電気や、鉄類等の有価物の売却収入を引いて算出しております。別紙に処理経費の内訳を添付しておりますので、ご覧ください。表の方は、ごみ処理経費、ごみ破碎経費、ごみ埋立て経費の各経費と、その合計を一番右の欄に示させていただいております。3つの経費の支出の合計が28億6,266万2,634円。収入の合計が3億7,880万6,462円であり、支出から収入を引いた額が、表一番右下の欄の24億8,385万6,172円となります。この額を一番上の欄、搬入量の合計7万9,887.63トンで割り戻すと、表欄外下にお示ししておりますとおり、10キログ

ラム当たり 3 1 1 円の処理経費となります。

資料の 2 ページに戻っていただきまして、4 番の手数料改定による分担金の影響ですが、組合の予算は、必要な経費に対して手数料や発電収入、処理施設の建設時の国庫補助金等の収入を除いた額を構成市町の分担金収入で賄っております。処理手数料を処理経費に相当する手数料に改定することで、増額分に相当する額の分担金を抑制することが可能となります。

5 番、今後の予定ですが、(1) 1 1 月 2 6 日の本定例会閉会日に、手数料を定めております城南衛生管理組合の適正処理、減量及び再生利用に関する条例を改正する条例を提案したいと考えております。また(2) あわせて搬入区分の変更に伴い、必要となる規則の改正を行いたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ご質問がないようですので、5 点目の「運転業務委託のスライド条項の適用について」の説明を求めます。

山田業務課長。

○山田貴士業務課長 それでは、運転業務委託のスライド条項の適用について、お手元にあります資料に基づきご説明させていただきます。

初めに 1、背景でございます。(1) 組合処理施設における業務委託の契約期間につきましては、安定運転及び安定雇用の確保を目的に、複数年契約をとっております。

(2) 処理施設の運転業務委託の経費につきましては、人件費が大部分を占めています。近年、労務単価が上昇している状況にあるため、安心・安全な工場運転業務の確実な履行の観点から、労務単価を見直し、委託費に転嫁する必要性が生じております。

(3) 組合の監督官庁となる環境省からは、廃棄物処理施設、廃棄物処理業務を委託する場合、労務単価の上昇を踏まえた適正な価格転嫁を行うこととの指導通知が発出されているところであります。

次に 2、対応について説明いたします。

(1) 標準的な請負工事契約書におきましては、賃金や物価の変動に対する条項が規定されておりますが、一般廃棄物処理施設を維持管理する際に参考とする廃棄物処理施設維持管理業務積算要領における運転業務委託契約書では、物価変動等に関する条項が規定されていない状況にあります。

(2) このため、昨今の労務単価の上昇を考慮し、価格転嫁できるよう、令和 6 年度以降に契約した運転業務委託につきましては、別途、特約条項を設け、労務単価の変動に応じて契約金額を変更できるようにスライド条項を規定したところであります。

(3) スライド条項の内容につきましては、国土交通省の建築保全業務労務単価の変動に応じて契約金額を変更する方式をとり、また、令和 7 年度の建築保全業務労務単価

については、令和6年度の同労務単価と比較して約7.8%増加している状況にあります。

(4) 建築保全業務労務単価の改定時期につきましては、昨今の急激な労務単価の上昇を反映させるために、公表時期が年度末となる12月頃に予定されています。令和7年度の建築保全業務労務単価につきましては、令和7年2月14日に公表されたところであり、このため、当初予算において、スライド条項を適用した業務委託金額に反映できない状況となることから、スライド条項によって生じる不足額については補正予算により確保し、財源につきましては財政調整基金を活用することで対応したいと考えております。

最後に3、対象契約でございます。

現在、スライド条項を規定している運転業務委託につきましては、表、令和6年度開始業務に記載のとおり、エコ・ポート長谷山資源化業務委託、現契約額としましては、年間1億2,656万1,600円と、クリーンピア沢運転業務委託、現契約額は年間2,458万7,244円です。また、来年度以降におきましても労務単価の上昇が見込まれることから、新たにスライド条項を制定する必要があると想定される業務委託につきましては、表、令和8年度開始業務予定に記載していますとおり、クリーン21長谷山運転業務委託、現契約額としましては、年間1億1,841万7,200円と、プラスチック製容器包装資源化施設運転業務委託、現契約額としましては、年間1億1,550万円を予定しているところであり、また、今回ご説明しましたスライド状況の適用に伴いまして、11月26日の本定例会閉会日に補正予算の提案をさせていただき予定としております。

ご説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

藤田委員。

○藤田智晴委員 よろしくお願ひします。運転業務委託のスライド条項の適用で、人件費の高騰というのは、今すぐ続いています。取り急ぎ、今回このスライド条項を適用して、ちょっと値段を上げていくというふうなことなんですけども、これからも人手不足と人件費の高騰というのは今国でも言われていますし、これがまた続いていくというふうなことが予想されます。その中で、本組合としてはどう対応されていくのか、また財政への影響みたいなどころをお聞かせ願ひしてもいいですか。

○山本 精委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 先ほどのご説明につきましてご回答させていただきます。1点目につきまして、今後のスライド条項についてというような形につきましては、委員おっしゃられるとおり物価、人件費ともに上昇が想定されています。1年契約の業務委託につきましては従前どおりの対応となろうかと思いますが、複数年度を契約するような業務委託につきましては、別途、今回のように人件費のみ上げるというような業務委

託だけではないので、個別にスライド条項や契約書に基づく甲乙協議などによって、安全・安心な工場運転の確保を目的に、業務委託に反映していきたいと考えております。

○山本 精委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 財政への影響ですが、今回のスライド条項に係る部分の増額については、資料にありますように財政調整基金の方が一応3億程度は残っておりますので、当面こちらの方で対応するというので、分担金に直接影響はないかなと考えています。ただ、今後の委託業務でも人件費が上がっておりますので、単年度であれば恐らく毎年上がってくるような形で契約していくことにはなってくるかなと思います。その分については当然市町からの分担金が増えるということはやむを得ないのかなと考えておりますけれども、やはり全体の経費を見の中で、できる限り、市町さんの分担金が増加にならないような形での財政運営はとっていかなくてはいけないかなというふうには考えているところです。

○山本 精委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 ありがとうございます。財政の見通しに対しては調整基金を取り扱われるということで、これからは、これが続いていくようであれば、やっぱり分担金というのも増えてくるというふうに、それは理解できます。

その一方で、これは非常に答えにくい質問なのかもしれないんですけど、今はAIとか自動運転みたいなところも試行されているところもございますね。こういう技術の進展によって、運輸輸送業務というのも今後効率化が加速する可能性もあると思うんです。そういったところに対してはどのように考えておられるのかだけお聞かせ願っていいですか。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 委員おっしゃられたように、技術進歩に伴いまして、例えば点検業務を自動診断するであるとか、振動を感知して経年劣化を測るであるとかいうようなことは徐々に入ってきておりまして、当組合の方でも、プラントメーカーの研究に協力しながら、そういったことが当組合の方でも使えるかというのを日々研究しながら進めておりますけれども、やはり大幅に人を減らすであるとか自動運転をするというようなどころまでいくには、まだまだ技術的には難しいかなというところと、施設全体をそういうふうに対応していかないといけないというところですので、例えば新しい工場を建てるといえるときに、一気に進んでいくのかなということも想像しながら、日々研究に努めていきたいと考えております。

○山本 精委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 ありがとうございます。様々、新しいことも研究していただいているということで、今回、このスライド条項の適用で、取り急ぎはしっかり財政、値段を上げていくというふうなところで適用されると思うんですけども、ぜひ、またこういった、効率化の観点で分担金等も増やしていかないように、できるだけ頑張ってもらいたいなと思っております。

以上です。

○山本 精委員長 ほかにご質問はございませんか。

岩田委員。

○岩田芳一委員 先ほどご答弁で、安全、安定の確保という形でご答弁をいただいたんですけども、1点だけお聞きしたいんですけども、社業で委託されるということで、やはり安全教育はどのように考えておられるのか、今後の方針、方向性をお聞きいたします。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 運転委託をしたとしても、労働安全衛生には十分気をつけていかないというのは当然でございますので、各施設、委託はしているものの、労働安全について適宜協議をいたしまして、なるべく安心・安全に工場を運営するというふうに努めていただくということで、努力の方をお願いしているところでございます。

○山本 精委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 補足というような形になりますけれども、安全教育、それぞれ各企業さんで、仕様にも法令に基づいて安全教育を実施することということでお願いをしておりますけれども、例えば組合が実施します安全に関する研修につきましても、委託従業員さんに参加していただけるような、そういうふうな仕組みもつくっておりますし、組合の直営職員だけでなく、施設全体で勤める委託従業員さんも含め、安心・安全な工場運営に努めてまいりたいと考えております。

○山本 精委員長 岩田委員。

○岩田芳一委員 マニュアル的なものも作成されているという確認でよろしいですか。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 作業に係る作業手順書や、マニュアルの方もしっかり整備をさせていただいた上で作業に当たっていただくようにしてもらっております。

○山本 精委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ご質問がないようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査をいたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時43分閉会